

小作争議調査表

No. //

(昭和八年三月分)

場 所	筑紫郡二日市町大字紫字鮫石		發生 昭和八年一月十二日
	地 主	武石政右衛門 杉本久三	終 熄 昭和八年三月二十三日
關 係 人 員	小作人 杉本久三	關係地 種類面積 田 六及八畝二九步	
地 主 關 係 團 體	+	小作人 關係團體 +	
原 因	小作人は昭和七年度御田三七より、権利の讓渡を以て耕作し居り、此地主は該土地を賣却する為、小作人に対し土地返還を交渉したるに小作人は之を拒絶、乃ち福岡地方裁判所に小作調停の申請を存せり。		
要 求 事 項	土地返還要求		
經 過	三月二十三日二日市役場にて、調停委員会開催、下記條件にて修月満解決せり。		
結 果	小作人下田初日地主に対し二日市町大字紫字田一及二畝十五歩を即時返還し高小作人等、他条件に關し、土地は昭和七年度稟作收獲と合時、昭和八年六月御田三七に返還すこと、御田三七は小作人に対し本件土地作離料金返還料として金二百円内を交付すこと、耕作権讓渡の発生し居り、金題		

(月報番附 二七番)

財團協調會福岡出張所

備
考
